

令和4年 No26

○国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則の制定

制定理由

センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規則第16号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織並びに事務組織の再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行												
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，留学生センター長，保健管理センター所長，ICTセンター長，学生支援センター長，環境教育研究センター長，特別支援教育・教育臨床サポートセンター長，理科教員高度支援センター長，<u>先端教育人材育成推進機構長</u>，<u>教育インキュベーション推進機構長</u>，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長，<u>経営企画室長</u>及び<u>監査室長</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(専決)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず，別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は，同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りではない。</p> <p>[省略]</p> <p>別表第2</p> <p>(共通)</p> <table border="1" data-bbox="237 1390 1144 1508"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) [省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	名義者	専決者	(1)～(10) [省略]	[省略]	[省略]	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，<u>次世代教育研究センター長</u>，留学生センター長，保健管理センター所長，ICTセンター長，学生支援センター長，環境教育研究センター長，<u>国際教育センター長</u>，特別支援教育・教育臨床サポートセンター長，理科教員高度支援センター長，<u>教育インキュベーションセンター長</u>，<u>教員養成開発連携センター長</u>，<u>こどもの学び困難支援センター長</u>，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長，<u>学長室長</u>及び<u>監査室長</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>(専決)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず，別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は，同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし，特別の事情がある場合は，この限りではない。</p> <p>[省略]</p> <p>別表第2</p> <p>(共通)</p> <table border="1" data-bbox="1216 1390 2123 1508"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>名義者</th> <th>専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) [省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	名義者	専決者	(1)～(10) [省略]	[省略]	[省略]
事 項	名義者	専決者											
(1)～(10) [省略]	[省略]	[省略]											
事 項	名義者	専決者											
(1)～(10) [省略]	[省略]	[省略]											

<p>(11) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）</p>	学	長	部局の長又は附属学校長	<p>(11) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）</p>	学	長	部局の長又は附属学校長
<p>課長以上の事務職員（事務局長，<u>経営企画室長</u>及び監査室長を除く。）</p>	学	長	直属の上司	<p>課長以上の事務職員（事務局長，<u>学長室長</u>及び監査室長を除く。）</p>	学	長	直属の上司
<p>上記以外の職員</p>	学	長	附属学校長又は主管課長	<p>上記以外の職員</p>	学	長	附属学校長又は主管課長
<p>(12) 超過勤務命令，休日勤務命令，特殊勤務命令，旅行命令，出張報告及び用務外出に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）</p>	学	長	部局の長又は附属学校長	<p>(12) 超過勤務命令，休日勤務命令，特殊勤務命令，旅行命令，出張報告及び用務外出に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）</p>	学	長	部局の長又は附属学校長
<p>課長以上の事務職員（事務局長，<u>経営企画室長</u>及び監査室長を除く。）</p>	学	長	直属の上司	<p>課長以上の事務職員（事務局長，<u>学長室長</u>及び監査室長を除く。）</p>	学	長	直属の上司
<p>上記以外の職員</p>	学	長	附属学校長又は主管課長	<p>上記以外の職員</p>	学	長	附属学校長又は主管課長
<p>(13) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書（部局の長，附属学校運営部長，<u>経営企画室長</u>，監査室長及び附属図書館長に係るものを除く。）</p>	学	長	部局の長，附属学校長又は主管課長	<p>(13) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書（部局の長，附属学校運営部長，<u>学長室長</u>，監査室長及び附属図書館長に係るものを除く。）</p>	学	長	部局の長，附属学校長又は主管課長
<p>(14)～(17) 〔省略〕</p>	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	<p>(14)～(17) 〔省略〕</p>	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(総務部関係)				(総務部関係)			
<p>事項</p>	名義者	専決者		<p>事項</p>	名義者	専決者	
<p>(1)～(13) 〔省略〕</p>	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	<p>(1)～(13) 〔省略〕</p>	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

	(14) 兼業の承認に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部局の長又は附属 学 校 長		(14) 兼業の承認に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部局の長又は附属 学 校 長
	課長以上の事務職員（事務局長， <u>経営企画室長</u> 及び <u>監査室長</u> を除く。）	学 長	事 務 局 長		課長以上の事務職員（事務局長， <u>学 長室長</u> 及び <u>監査室長</u> を除く。）	学 長	事 務 局 長
	上記以外の職員	学 長	総 務 部 長		上記以外の職員	学 長	総 務 部 長
	(15)・(16) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		(15)・(16) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	(17) 非常勤職員（ <u>ティーチング・アシ スタント</u> ， <u>リサーチ・アシスタント</u> 及び <u>男女共同参画推進本部育児・介 護・看護等支援補助員</u> を除く。）の 採用等に関する文書	学 長	総 務 部 長		(17) 非常勤職員（ <u>ティーチング・アシ スタント</u> 及び <u>リサーチ・アシスタ ント</u> を除く。）の採用等に関する文書	学 長	総 務 部 長
	(18) 非常勤職員（ <u>ティーチング・アシ スタント</u> ， <u>リサーチ・アシスタント</u> 及び <u>男女共同参画推進本部育児・介 護・看護等支援補助員</u> ），非常勤講 師，特任教員及び特命教授等の採用 等に関する文書	学 長	人 事 課 長		(18) 非常勤職員（ <u>ティーチング・アシ スタント</u> 及び <u>リサーチ・アシスタ ント</u> ），非常勤講師，特任教員及び特 命教授等の採用等に関する文書	学 長	人 事 課 長
(19)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(19)～(41) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		
(財務・研究推進部関係)			(財務・研究推進部関係)				
事 項	名義者	専決者	事 項	名義者	専決者		
(1)～(43) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(1)～(43) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		
(44) 研究倫理に関する文書	学 長	研究・連携推進課 長	(44) 研究倫理に関する文書	学 長	研究・連携推進課 長		

<u>(45) 公開講座に関する文書</u>	学 長	<u>研究・連携推進課長</u>
<u>(46) 地域との連携に関する文書</u>	学 長	研究・連携推進課長
<u>(47) 東京学芸大学紀要の著作権に関する文書</u>	学 長	研究・連携推進課長

<u>(45) 地域との連携に関する文書</u>	学 長	研究・連携推進課長
<u>(46) 東京学芸大学紀要の著作権に関する文書</u>	学 長	研究・連携推進課長

(学務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1)～(40) [省略]	[省略]	[省略]
(41) 高大接続実施に関する文書	学 長	学部教育を所掌する副学長

(学務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1)～(40) [省略]	[省略]	[省略]
(41) 高大接続実施に関する文書	学 長	学部教育を所掌する副学長
<u>(42) 公開講座に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>現職教育支援課長</u>

[省略]

[省略]

附 則

この規則は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。